

資料 4

内水面における水産動物の採捕の許可（四手網採捕許可） の採捕区域について

この度、四手網採捕許可を受けている者より、より柔軟な操業ができるよう採捕区域とする河川の数を増やしたい旨の相談があった。

現在、四手網採捕許可における採捕区域は「漁業の許可、起業の認可および採捕の許可に係る審査基準」において3河川以内と定めており、これは漁業調整を目的として定めたものである。

しかし、令和4年3月1日現在、四手網採捕許可を受けているのは2者であり、採捕区域を変更するにあたり、その都度当事者間での調整が必要な状況にはない。

また漁業権漁場や許可ヤナのほかに、内水面において一定の地点を操業区域として操業する漁業者は見当たらず、漁業調整が必要な河川は少なくなっている。

現在では漁業調整を図る相手が減少しており、採捕区域を3河川以内とする必要性は低いと考えられることから、申請者の必要に応じて採捕区域を県内全域とすることも可能としたい。

ただし、内水面では第五種共同漁業権に基づく漁業が行われていることから、条件に「採捕区域は第5種共同漁業権漁場を除く県内全域の内水面（滋賀県漁業調整規則別表第1に掲げる区域以外の区域）とする。」と付すこととしたい。

（許可証イメージ 表）

許可番号第ナイ〇-〇〇号	
四手網による採捕許可証	
住所 大津市京町四丁目 1-1	
氏名 △△ △△	
1. 採捕に従事する者の氏名および住所	
×× ××	*****
×× ××	*****
2. 船 舶	
(1) 名 称	〇〇丸
(2) 漁船登録番号	SG6-1234
(3) 総 ト ン 数	1.0 トン
(4) 推進機関の種類	電気点火
および馬力数	30kW
3. 許可の有効期間	
令和4年(2022年)3月9日から	
令和7年(2025年)3月8日まで	
4. 条 件	
裏面の通り	
令和4年(2022年)3月9日	
滋賀県知事	
三 日 月 大 造	

（ 裏 面 ）

4. 条 件
採捕区域は第5種共同漁業権漁場を除く県内全域の内水面（滋賀県漁業調整規則別表第1に掲げる区域以外の区域）とする。

